

A Study of the Problem about Damages for Military Maneuvers on *Takashibara* and *Tempakubara* in the Period of Disarmament before World War II

Ryuichiro Tsukuda

This place (*Takashibara* and *Tempakubara*) where Toyohashi University of Technology is built, before the end of World War II, there was used by Japanese Imperial Army as a land of large maneuvers.

About 85 years ago, Toyohashi area was called “Gunto” (meant military city). Because the No. 15 division was placed there, and this citizens had a lot of benefits from the division both materially and morally. However the farmers who lived in the maneuvers land suffered great damage because of the maneuvers. So they demanded compensation from Army, but this negotiation was not progress.

While their problem was getting worse, in 1924, the news of disarmament arrived at Toyohashi, it said that the No. 15 division was about to be abolished. The authorities and many citizens in Toyohashi area were confused, and their problems was considered as the root of the division’s abolish. The Toyohashi Nichinichi Shimbun (Toyo-nichi), which was one of the local newspaper at that time, began to insist on handling their problems willingly.

But in the end, the No. 15 division’s abolish was carried out in the spring of 1925, the maneuvers’ problem still remained after the end of “Gunto-Toyohashi”. Then Toyo-nichi continued the insistence about that problem, in order to build new Toyohashi under the slogan of “Greater Toyohashi”. However these insistance were gradually changing that “national defence” was aim of solving the problem. Both Toyo-nichi’s insistance and the maneuvers’ problem continued until opening the period of War after all.

戦前軍縮期の高師・天伯原における 「演習地賠償問題」について

佃 隆一郎

はじめに

本豊橋技術科学大学は、「高師原」「天伯原」と呼ばれてきた丘陵地帯の中心に位置している。この一帯は明治期以降、農地として開拓が進められてきた地域であるが、実は第二次世界大戦終結前は旧日本陸軍の演習地としても“活用”されていたのである。

すなわち、当時アジア大陸への“侵出”を目論んでいた旧陸軍にとって、この一帯の地形は“仮想戦地”であった中国東北部に類似していて、“来たるべき時”に向けた演習のために必要としたことから、豊橋地区に軍隊が進駐し、「軍都」として一時期繁栄したということなのであるが、一方で軍の演習によって周辺の農地が被害を受けるという“公害”が生じたという事実もあるのである。そして、国際情勢や不況、さらには軍への批判の高まりによって、海軍に続いて陸軍の軍縮が実行された1920年代、“軍都・豊橋”の部隊も大幅に減少して地元が動揺した時期において、演習での問題も関連事象としてクローズアップされ、地元当局・住民・新聞が、軍を相手に問題解決を目指したことは、「十五年戦争」が開幕した直前という時期からもいって、特筆されるべきことであると思う。

以下本稿ではこの見地から、それら“戦前軍縮期”における豊橋での軍と地元の葛藤について、演習問題を中心に据えて紹介することを通じて、戦前にも軍縮があったという事実と、本学所在地の前史を述べてみたいと思う。

また、「豊橋郊外での演習問題」については、すでに『豊橋市史』などの自治体・地域史（文末参照）である程度述べられているが、とりわけ“第三者”である新聞の論調についての記述が乏しいと思えることから、当時の一地元新聞を“主役”にした叙述の形をとることで、新たな考察の手がかりにさせていきたい。

1. 第十五師団廃止までの動き

現在豊橋駅と技科大との間を結んでいるバスの停留所にある「測点」の名が、旧陸軍の射撃演習の際の弾着観測地点に由来しているといわれることから、技科大周辺の地と旧陸軍の演習との関係がうかがえようが¹⁾、これら高師・天伯原における演習地（「演習場」ともいうが、以下引用文以外「…地」に統一）は日露戦争直前の20世紀初頭に使用が開始され、同戦争終結後には利用が本格化した。さらに1908年に新設の第十五師団が豊橋に進駐することになり、南郊（当時は市外）に一大軍事施設（現愛知大学等の一带）が建設されたのに並行して、演習地も陸軍に買収されたが、一部民有地の田畑が介在地として残ることになり、立入り耕作は大きく制限されるようになった。そして定期的かつ大規模に実施された陸軍演習に、これら農地も使われたことで、農繁期には死活問題となった関係農民の声を受け、当時の渥美郡二川町・高師村・高豊村（のちにすべて豊橋市に合併）の各町村長が、陸軍に農繁期の演習回避や射撃時刻の明示を求めて陳情を続けることになったというものが、「演習地賠償問題」と、それに対する住民運動である。

この運動の始まりについては、たとえば名古屋の『新愛知』（現中日）新聞に1922（大正11）年6月初めから記述が見られる。そこではまず、地元農民の苦情を受けた二川町長代理と高豊村助役が、演習部隊である名古屋第三師団司令部を訪ねて陳情したことで、3日後にはとりあえず司令部から、当月末までの実弾射撃の延期が通達されたとある²⁾。

あたかもその年は、8月に日本陸軍の軍縮が初めて実施された“画期的な”時期であった。これは前年からのワシントン会議による、国際海軍軍縮の実施に対応するものであり、財政面から陸軍軍縮も要求した国内世論に屈する形になったのであるが、当時の陸軍大臣・山梨半造の名から「山梨軍縮」と呼ばれるこの軍縮の内容は各部隊の“間引き”が主であって、中心的要求であった（海軍の主力軍艦に相当する単位である）師団の削減をしなかったことなどから、すぐに内外から不徹底との烙印を押されることになった。ただ、それまで第十五師団が駐屯していたことで物心両面で恩恵を受けていた“軍都・豊橋”地区にとっては、部隊の廃止や転出を免れたことは“喜ばしいこと”であった。しかし翌1923（大正12）年9月の関東大震災での打撃は、世論を陸軍再軍縮の要求へと向かわせ、師団削減も改めて絶対条件とされたことから、豊橋への脅威は現実味を帯び、ここで演習地賠償問題が“陸軍への印象”の面から重大化してくるのである。

すなわち、震災後の1924（大正13）年2月に、関係3か町村が十五師団に演習被害の救済を再び請願した際、これまでの損害賠償と今後の年ごとの補償金支払いの要求に踏み切ったが、年間賠償額の提示で地元が8万円、陸軍が3万9千円（当時の金額。以下同）と分かれることになり、4月には5万円でいったん妥結したものの、次年度以降の賠償額について、陸軍側が実弾射撃を年50回として、1回につき補償額400円を算定したのに対し、地元側は1000円を主張したことで、両者の調整はつかなかったのであった。そうしたさ中の8月に、再軍縮で豊橋を含めた5個師団が削減されると報じられたことで、演習地問題が「師団廃止に対する対策上非常なる支障を招致しつつある」（引用文の漢字は新字体で表記。以下同）と、地元新聞や当局が根本解決の必要性を

認めるにいたったわけである³⁾。

その“地元新聞”であるが、当時も豊橋地区には、市内に本社を置いた数種の新聞が競合していた。なかでも、1917（大正6）年に創刊された『豊橋日日新聞』（以下『』を略し、「豊日」とも記）は、「奮闘は吾人の生命なり」をモットーとした不偏不党の姿勢や文芸欄の充実ぶりにより一般住民に受容され、随一の発行部数（約5000部）を誇っていた。

そして豊日は先頭に立つ形で、陸軍再軍縮の実現化にともなう第十五師団廃止問題に、演習地問題をも含む形で取り組みはじめたのである。師団削減の第一報が伝わって以来同紙は一貫して、現状を見据えた上での存続運動の継続とともに、廃止を前提とした上での積極的対処、すなわち従来の「寄生虫生活」から脱した独創的な「グレート豊橋」の建設をも呼びかけたのであり⁴⁾、実際にも住民の声にこたえる形で豊橋市と高師村の首長が上京し、地元の代議士とともに宇垣^{かずしげ}陸相に面会を求めた。この動きは同時に師団廃止が報じられた、ほかの“該当地”も同様に起こしていたが、いずれも成果は得られなかった。結局豊橋では、一時は第十五師団は廃止されないと報じられたものの、まもなく廃止師団が豊橋に変更されたとの報が出るなどの混乱が見られた末、演習地問題が進展せぬまま翌1925（大正14）年、3月末に第十五師団廃止が発表され、4月19日には解団式が行なわれた。この時期豊日は、陸軍当局の配慮（全国的な部隊異動で影響が特定の都市に偏らないようにした）を評価する一方で、やはり「グレート豊橋」論を反復しつつ、今回の廃止は豊橋の“真の発展”のためのラストチャンスであると力説したが、これまでの十五師団を物心両面で「無形なる一大恩人」などとするなど、師団への惜別の意をも表わしていた⁵⁾。

そして同年5月に、陸軍再軍縮がいよいよ実施されることになった。やはり実施者の名から「宇垣軍縮」と呼ばれるこの軍縮は、豊橋ほか4個師団の廃止を断行したほか、職業軍人約1200人を含む3万3千余人を整理したものの、浮いた経費は近代装備の充実に転用され、陸軍全体の予算はむしろ増加したという、軍縮とは名ばかりのものであった。つまり宇垣陸相は、第一次大戦後立ち遅れていた日本陸軍を、“軍縮”で近代化の潮流に乗せたという“トリック的手段”を駆使したのであるが、師団削減を実行した結果が政財界に評価された一方で、陸軍内の一部からは反感を持たれ、宇垣はのち組閣の命を受けながら、陸軍の妨害により辞退にいたることになる。このように様々な面を有した宇垣軍縮であるが、実施日である1925年5月1日、宇垣は『日記』に、今回の軍縮を「国民の輿論^よを国軍の革新に利用し指導した」ものとして、師団削減という「英断的一拳によりて部隊の廃止が如何に地方的の利害に痛き感響を及ぼすかを国民に自覚せし（め）たのである。恐らく今後は師団減少などの声は（……）国民の声としては起るまい」と、決意と自信のほどを書き示している⁶⁾。まさしく宇垣にとって、師団削減は国家・自身双方のための大きな“賭け”であり、豊橋など師団廃止各地区は一種の“実験台”であったのである。

その豊橋で、宇垣の決意とほぼ同時の師団廃止翌日に豊日が、今回の廃止を国家全体の一大損失として、国民全体が世界平和の実情と国防の責務を自覚し、経済的・国民的軍備の充実を目指さねばならないとした、それまでの“地元発展のための軍隊”から“国家防衛のための軍隊”へと視点を移した論を展開したことは⁷⁾、「国家総力戦」（第一次大戦の結果意識された、国民全体

の動員と協力によって勝敗が決する近代戦)体制化促進, 換言すれば宇垣軍縮の目的への同調を思わせるものとして注目したい。こうして「グレート豊橋」に「国防」も加わり, 宇垣の決意に近づきはじめて豊日の主張は, 演習地をはじめとする関連諸問題が絡み合い, 第十五師団廃止後もさらに発展していくのであった。

2. 第十五師団廃止直後の動き

その「関連諸問題」としては, 第十五師団廃止直後の時点で豊橋地区には, 演習地問題のほかにも“市内に存続した歩兵第十八連隊の, 郊外の師団跡への移転問題”や, “宇垣軍縮で制定, 実施された, 上級学校や青年訓練所での軍事教練の是非問題”があり, 豊橋にとってむしろ師団廃止以後が, 廃止克服のための“正念場”となった。

それら他問題については各史書・論稿に譲るとして⁸⁾, ここでは視点を演習地問題に絞れば, 宇垣軍縮実施前後になってさらに, 陸軍は契約書の不備を理由に, 先の5万円支出に難色を示したのであり, それに対して地元住民は, 農繁期の射撃中止を陳情したのに続き, 危険区域内での農作業まで強行した。このような折に飛びこんできたのが, 第十五師団廃止の見返り及び装備近代化の一環として豊橋に新設されたばかりの飛行第七連隊(爆撃隊)の, “ライバル都市”浜松への移転の情報であった。そして今度も豊橋市・高師村双方が提携し, 同隊の引き止め運動に乗り出すことになったが, やはり演習地交渉のこじれが移転の背景にあることが問題視されたのである。そこで地元当局はこれをむしろ一石二鳥の好機と捉え, 引き止めと不可分のものとして演習地問題解決を目ざすと, 1925年8月中旬に表明した⁹⁾。

この時点で豊日も両問題の関連性を認め, 陸軍側の姿勢を「遺憾に堪へない」「無誠意と軽拳とを排す」と批判し, 賠償額減少要求は飛行隊移転を盾とした「犬糞的報復」とまで断じたが, 一方で地元民の行動も「報復的手段」と見なし, 「絶対に私共の排斥に堪へない所であつて大に関係町村民の猛省を促さざるを得ない」と, いわば仲裁的な立場から問題解決を呼びかけたが, その根拠はここでも, 陸軍には「国家国防」, 地元民には「国防の国民化」のためとしたのである¹⁰⁾。

しかし, 約1週間後には飛行隊の浜松移転および, 同地北郊の三方原での飛行場建設決定の報が届いたのであり, 豊日は陸軍を「問題の勃発のため忽ち陋劣なる心情を曝露して其態度を豹変し浜松地方民と手を握つて」と悪罵しつつも, 「我国防計画が区々たる陸軍当局の感情や一部地方民の運動に依つて屢この変更を敢てさるるが如きものであるとしたならば」「国民の国防的観念上真に千秋の一大恨事」と, 国防完成のための問題解決をさらに主張する一方で, 地元側はみな積極的運動をとらなかつたとして, 陸軍・市町村・住民すべてを批判するまでにいたつたのである¹¹⁾。ただし結局は, (国防への国民の責務とは別に)賠償金要求は国民の権利とし, 3万円に減額を主張した陸軍省は虫がよすぎると結んでいるように, 軍部批判に比較的ウエイトが置かれていることは¹²⁾, 時代背景上注目されよう。また同時期に豊日に掲載された投稿欄(筆名記。ただし同紙内部の者が書いた可能性もあろう)にしても, 陸軍を非難する内容のものが多かつた¹³⁾。

もつとも、他紙における飛行隊移転内定の記事は「それに替るべき部隊を豊橋に設置するらしい陸軍側の意向」も伝えていて¹⁴⁾、これは同時期の陸軍側記録の、第十八連隊浜松分屯隊や下士官教育機関の豊橋地区への復帰・新設により問題なしとした記述や、それが実行されたことにより裏づけされる¹⁵⁾。一方でこの記録には、飛行連隊の浜松移転（翌1926年10月1日実施）の理由として、衛戍地（現在でいう駐屯地）や演習地の統合によって業務上の不便を除去するためとの記述もあり、それは続く高射第一連隊（やはり豊橋に設置された対空砲部隊）の浜松移転や分屯隊の豊橋復帰（いずれも後述）も同様としていて、高射隊移転についてはさらに、実弾演習できる射撃場（三方原）が確保されたためとあることから¹⁶⁾、これら部隊異動に演習地賠償問題はやはり関連していたのである。

そして演習地問題としては、飛行隊移転公表前の8月下旬に上京した豊橋市長・市会議長・渥美郡長・高師村長が陸軍の関係者と面会し、飛行隊の引き止めと賠償額5万円の現状維持を要請することができたが、その席で陸軍は、飛行隊移転と演習地問題は無関係とした上で、賠償額を今後半減することを暗に示唆した¹⁷⁾。その後数十回に及ぶ会談の末に10月には、同年までは要求通り賠償契約に沿う形で一応妥協が成立したものの、今後演習1日ごとに支払われることになった補償額をめぐる、以前からの主張金額の相違に加え、最初の妥結以前の損害額を含めるか否かなどで両者が再び対立し、12月8日の交渉決裂によって、実弾演習の停止までに陥った¹⁸⁾。この直後豊日は2回にわたり論陣を張ったが、ここでは陸軍が高射連隊も移転させようとしているのは「遺憾ながら最も至極な事」として、その元凶として地元、特に高額な補償金を要求した高師村民を批判していて、“宇垣軍縮での陸軍側の配慮を裏切った”ことで「師団廃止以上に将来一大損失を招致すべき」事態になったことを憂慮したのである¹⁹⁾。時あたかも豊橋市では、演習地問題に対して市会議員協議会を開いた一方で、吉川一太郎市長が辞職するという混乱が見られた。

こうした中、第十五師団廃止後演習地を管轄することになった、第三師団（名古屋）の工藤豪吉参謀長が、次年度の「大正十五年度だけ陸軍が演習中止をする様に誤報をして居るのは甚だ遺憾」としながらも、高師・天伯原演習地の放棄をほのめかすにいたった²⁰⁾。年末の社説で豊日は、問題の結末を「国家的一大損失」として、ここでの住民の“泥縄的対応”に対し「冷笑を禁じ得ない」とした上で、「市民夫れ自らの利益の為奮然蹶起して之が調停に努力し場合に依つては相当物質的犠牲を払ふべき覚悟をもつて邁進せん事を熱望（に）堪へない」と、賠償問題に対する地元の今後の「物質的犠牲」を顧慮しつつ、市民になおも「覚悟と決意」を望んだのである²¹⁾。いずれにせよ、師団廃止後の活性策として同時期待された、（市内吉田城跡の）第十八連隊の師団跡への移転運動も進展せず、第十五師団が廃止された1925年は豊橋にとって“荒れたまま”終わることになった。

3. 大正～昭和“改元前後”の動き

このように、第十五師団廃止後の豊橋地区では、演習地問題が一番のしこりとなったといえようが、視点を軍縮問題全般に戻せば、数年後にさらなる国際軍縮の動きが生じて、やはり豊橋にも波及したのである。それら動きはあとでふれることにして、先にその間の時期、すなわち大正から昭和への改元（1926年末）前後において、さらに深刻さを増した演習地問題の動きを見てみたい（ただ筆者としては、年号の改変と時代の変化は無関係と考えていることを付言したい）。

まず、市長代理となった田部井勝蔵助役が、1926（大正15）年早々に名古屋に出向き、県知事や第三師団長と協議するなど、演習地問題の調停に努めはじめたのであり（調停条件は、関連町村への賠償金分配方法の改善と、演習区域の縮小であったようである）²²⁾、ここで、豊日の記名論説欄で7回に分けて演習地問題を論じた「残雪生」は、これまでの経過を振り返った上で、先の条件には特に後者を支持するとともに、岩瀬勇八郎渥美郡長に対しても過去の行動を消極的とし、責任者としての今後の奮起を切望した²³⁾。そして田部井助役の熱意に応じる形で、実際に岩瀬郡長と山脇県知事が1月23日に協議を行なったが、その節で沿岸部の高豊村の有力者について、「演習場問題に対する軽卒なる行動を悔^(ママ)豊橋市の調停を好機とし更に陸軍側とも再交渉を希望して居るものも尠くないが」、また一部では「依然として従来^(ママ)の行き懸りに囚はれ強硬な態度を持して居るので容易に其軟化を見るに至らない」という状況が報じられ、ここからは高豊村の動きが注目されるようになった²⁴⁾。同月25日には豊日の「読者クラブ」に、「一文も賠償額の貰はなかつた一昨年迄の事を考へたら妥協点を見出すが正しい道だと俺は思ふんだがなア」と、高豊村の現状を冷ややかに見る「高師の百姓」からの文が寄せられたが²⁵⁾、さらに翌日には、高豊村で（強硬論者であった前村長の）神戸浜太村会議員が、演習地問題決裂の責任をとって辞職していたことが報じられ²⁶⁾、同村の混乱ぶりがいっそう露呈されたのであった。

これを受けて1月末に「残雪生」は、豊日に再び論陣を3回分張ったが、そこでは高豊村民の態度を戒めつつ、それがあくまで一部のものとして、「(姿勢を改めた)神戸氏と同様冷静なる理智の所有者と真に愛村の赤誠とを有する士の潜在しつつあるを信じて、疑はない」と同村民に呼びかけた²⁷⁾。結局同氏は、演習地問題の交渉再開と円満な解決は「最密接なる利害関係を有する我豊橋市の蹶起と自治監督者たる岩瀬渥美郡長の決然たる調停的努力に俟たなければならない」としているが、特に高豊村など郡側をまとめる者として、岩瀬郡長に再び希望を託したのである²⁸⁾。はたして3月末に同郡長は、演習地問題の「解決の曙光を認める事が出来たので今度こそは之れに対する努力を傾注する覚悟」と述べ、調停・妥協案は公表できないとしつつ「相当自信を持つて居る」から「解決は四月中旬までには決行する」ことを豊日紙上にて約束した²⁹⁾。そして高豊村の関係者との交渉の結果、4月9日に賠償金5万円が、3町村内の各地区で損害の大小によって分配されることが決定し、同月20日には分配額が

〔高師村〕4832円60銭、〔二川町〕12864円14銭、〔高豊村〕31585円63銭と、3分の2近く高豊村に渡る形で決まったのであった³⁰⁾。

このように、演習地賠償問題は1926年初めになって、前年度分までは金額面で決着を見ることになったが、なおも“それからの賠償”をめぐる、陸軍側の賠償金減額要求問題が残っていたのである。すなわち、26年5月に別用件で上京した岩瀬郡長が陸軍省に立ち寄り、新年度の賠償額維持を陳情した際、陸軍側が予算上2万円しか出せないと伝えたことで、師団廃止前後から陸軍が要求していた賠償金減額の可能性が生じたのであり、郡長は帰省後ただちに関係者と協議を行なったが、ここでも高豊村側が、「二万円では絶対に応ずることが出来ぬとの村民の意向を述べた」のである³¹⁾。この協議を報じた豊日記事が「全国で有名なる演習場の高師演習場も永遠に無価値となつた訳である」と、無念さをにじませて締めくくっているように³²⁾、この時点で以後の演習地賠償問題の根本解決は、事実上不可能となったのである。まもなく掲げられた豊日社説では、改めてこの結末を痛嘆しているが、そこでの視点は、“陸軍や地元当局にも批判すべき点があったが、最終的には関係町村民に責任がある”というものであり、さらに「国家の為めにも一大損失」であることを強調していたことを³³⁾、それ以前の社説と対照する見地から注目したい。

こうして、年末に年号が昭和に改まったころには、演習地問題は再び停頓してしまっていたが、翌1927(昭和2)年2月になって、愛知県内務課長らの一行が演習地を視察したという“状況打開の機会到来”により³⁴⁾、豊日は9か月ぶりに関連社説を展開した。

そこでは演習地問題の経過を述べて、「一部頑迷なる陸軍当局と偏狭なる地方側の利慾観念との為め遂に決裂を見るに至つたのは」遺憾であると、陸軍と地元町村を“共犯”と結論づけた上で、今回の視察を「国防上又は高師演習場のため」歓迎していて、さらにその背景として、同問題解決への各方面の熱望とともに、前述した工藤参謀長ら、陸軍側の強硬派が転出したことをあげているが、加えて豊日としては、同時期に第十八連隊の師団跡への移転運動の展開を再び主張していた³⁵⁾のにも関連していたと思える。この移転運動は「市の発展のため」の中期的なビジョンであったが³⁶⁾、その前提として演習地問題の解決が必要であることは自明の理であったのである。しかし現実としては、同年5月に浜松地区の地元民と陸軍との覚書交換により、高射連隊の浜松移転も確定することになった。ここで豊日が掲げた社説では、飛行隊が「持つて行かれたのは致し方ない事」とした上で、今回の移転について「永い間の市民の寄生的生活から脱かれることが出来るであらうから(……)喜ぶもの」としているが³⁷⁾、“寄生”といった視点は師団廃止時から変わらぬものの、ここではその時以来の住民の無気力・無関心さを、あきらめ気味に嘆いていて、豊日社説のかつての“熱さ”は影をひそめてしまったのである。

また1927年11月には、第三師団管区で陸軍特別大演習が挙行され、21日に「大元帥」昭和天皇が豊橋へ「行幸」したのであるが、当日の豊日の「奉迎」記事には、「我が豊橋市は東海枢要の都市にありながら人口十方に達せず、都市美としてグレート豊橋市を現出するの日未だ遠く、近く高師天白老津の平原を有しながら第十五師団は廃止され」たのにもかかわらず、ここに陛下をお迎えしたことを感謝したいと、例のスローガンを対照しつつ今度は、自嘲的に豊橋の現状を述べているのであり³⁸⁾、さらにこの箇所の後半からは、演習地問題が豊橋の“癌”になっていると、改めて見なしていたようにも取れよう。

結局、高射第一連隊の浜松移転は1928（昭和3）年3月に実施されたが、すでに27年末に浜松の十八連隊分屯隊の豊橋復帰が実行され、また十五師団跡の一角（現愛知大学所在地）に、下士官教育機関としての陸軍教導学校が27年7月に新設され、師団跡の空き地が一部活用されることになった。そして、教導学校近辺での実弾射撃演習実施の必要性から、28年4月に高師村の有力者が、演習地の復活運動を起こしはじめたのであった³⁹⁾。

4. 名古屋師団の誘致運動期の動き

この時期の全般的情勢としては、陸軍内の派閥で宇垣の先輩的存在の田中義一が、政界に進出して1927（昭和2）年4月に組閣し、その直前に発生した経済恐慌には支払猶予令などで対処する一方、対中国問題については田中自ら外相を兼任して「既得権益死守」のために強硬的な姿勢で臨むという時代であった。そして田中内閣は中国山東省への出兵（による中国革命への干渉）を断行して、翌28年5月には日中両軍の衝突（済南事件）にいたったのであり、それが何とか収拾されて革命軍が北京に入城する直前の6月には、支配していた同市を脱出した張作霖將軍（それまで日本が支持）が故郷の東北部に列車で向かっていたところ、奉天（現瀋陽）で現地の日本軍（関東軍）が車両ごと爆殺するという事件が起こるなど、日中関係は風雲急を告げてきた。

これら情勢の豊橋地区への影響としては、まず恐慌により豊橋の「蚕都」の面に少なからぬ打撃が生じ、「軍都」への打撃と重なったことがあげられるが、一方で山東出兵に第三師団も動員され、豊橋でも第十八連隊の歓送行事が盛大に行なわれ、中心部の商況が上向いたことで、“軍隊とのつながりの重要性”が再認識されてきたことも見逃せない。むろん豊日も出兵関連の主張を展開したが、（中国への敵視が目立つ一方で）出兵自体への批判は見られなかったのである⁴⁰⁾。

そして演習地問題であるが、先ほどの復活運動はすぐには具体化しなかったものの、1929（昭和4）年になると“名古屋第三師団の誘致運動”という新たな動きの出現のもと、再燃の気運を見せはじめることになった。すなわち、豊橋と同様に名古屋でも、市の中心部が西南へ移りつつあることを認めた地元有力者が、旧城下町の再開発のために名古屋城跡の第三師団を郊外へ移転させようという構想が以前からあって、28年11月には市会で移転の意見書が提出・可決されたのであり⁴¹⁾、これを受けて29年1月の豊橋市会では、市当局が名古屋の動きを「具体的に考究中」と答弁したことで、師団の受け入れ先としての、十五師団跡への誘致運動が期待されることになり、豊日も「この際政党政派を超越して挙市一致吸引の大運動を起さねば」と応じ、3月には「師団誘引運動の具体化と共に天白原^(ママ)の演習場賠償金問題が再燃するのは当然」で解決を急ぐべしと主張したのであった⁴²⁾。実際にも、6月までに豊橋市と高師村が第三師団誘致の運動委員を指名したとともに、誘致の前提としての、演習地賠償問題の解決促進が計られたのであるが、ここでも高師村側の態度が依然軟化せず、7月2日に運動委員に対し第三師団長が「賠償問題さへ解決すれば…」との言質を与えたことで⁴³⁾、演習地問題は再び根本の課題となったのである。

ちなみにその日は、張作霖爆殺事件の下手際などで倒壊した田中内閣に代わり、対立政党の浜

口雄幸が組閣した日でもあり、浜口が軍縮促進を政策の一つに掲げて宇垣一成を再び陸相に起用したことを受け、豊日は翌々日の社説で、第十五師団跡地活用のために宇垣の復帰を歓迎するとともに、新内閣による再軍縮（第三師団の進駐か、第十五師団跡地の売却）を期待したのであり⁴⁴⁾、当然それは、演習地問題の解決が急務になることを示すものでもあった。しかし、各方面から望まれた陸軍改革であったが、もはや部隊異動や土地売却は宇垣らの考えにはなく、具体案作成が進まぬままロンドン海軍軍縮会議での統帥権干犯問題などによる内閣批判が高まった末、浜口首相への狙撃、内閣総辞職を迎えることになった。次の第二次若槻礼次郎内閣期も軍縮政策・世論は続いたが、陸軍も“満蒙の危機”を喧伝した国防思想普及運動や、軍縮論を非難した南次郎新陸相訓示をもって反撃し、1931（昭和6）年9月4日発表の軍制改革案では、軍縮論は完全に無視されたのである。

そして、同時期の豊橋地区における、部隊移転実現への動きは進まなかったものであり、これにはそれら全般的情勢に加え、移転・払下げ申請側の対応の遅れがあったことにもよると思われる。すなわち豊日は1930（昭和5）年初めに、第十八連隊や第十五師団跡の敷地活用問題について、「豊橋市がまづ払ひ下げ後の利用について範を垂るべき」と主張することによって、利用法の未確定を指摘しているが、その前に「敷地を今日まで放任しておいたことは政府としてもまた地元民としても大なる損失」と述べていることは⁴⁵⁾、問題の捉え方において、部隊移転・誘致問題が演習地問題と同様であったことを示していよう。

豊日はこの年の末には、第三師団の全面移転実現は疑問との意を示すにいたったが、続けて演習地問題について、改めてその解決を先決とし、今が良い潮時と呼びかけたのであり、事実1か月後の1931年1月には、高師村が師団誘致のために、賠償金要求の断念を表明した⁴⁶⁾。もっともこの時、豊日は全額の放棄については、実利面から賛成しかねるとしているが⁴⁷⁾、この後誘致運動と演習地問題とが明確に一体化していくことになった。

こうして浜口内閣崩壊時には、豊橋での関連各問題の解決は、ようやく前進を見せはじめていた。そしてこの時期の豊日の関連主張は、第十五師団存在時への心情的回帰をまぜつつも、「国防」観よりも「大豊橋」観を中心としたものへと再びなっていたが、その背景には同時期の世界恐慌への対処があり、ここで本格的に打撃を受けた“蚕都・豊橋”は、豊日が「師団廃止直後における同様の第二の受難期」と称した危機に陥ったのである⁴⁸⁾。それゆえ豊日は、浜口内閣の金解禁やロンドン会議の成功を期待し、恐慌での豊橋地区の打撃からの再建のために、丸茂藤平新市長が工業都市化に加えて隣接町村との合併を打ち出した際も、呼応して市民性の排他から融合への転換や、私権私欲の犠牲といった持論を反復し、世界恐慌をバネとした「大豊橋」の建設を呼びかけたのであった⁴⁹⁾。しかし、一方で第十五師団をなつかしみ、第三師団の高師誘致に傾いた豊橋日日の「大豊橋」観からはすでに“脱・軍都”の要素が後退し、青年軍事教練への支持ともども「国防」の施設・体制の充実・推進が主となり⁵⁰⁾、実際に演習地賠償問題をはじめとする、豊橋地区での関連各問題は、まもなく“十五年戦争の開幕”によって終結へと向かうのであった。

5. 満州事変勃発時の動き

すなわち、続く1931（昭和6）年9月18日に中国東北部で日本軍が起こした柳条湖事件による満州事変の勃発が“十五年戦争の開幕”であり、陸軍に無視されていた軍縮論は、これを境に急速に放棄され、世論は戦争支持へと傾いていった。この傾向は豊橋地区も例外ではなく⁵¹⁾、注視すべき課題であるが、ここでは時まさに直前の9月16日に、豊日がそれまでの関連問題の総まとめ的な社説「部隊誘引再燃」を掲げていることに注目したい。

そこではまず、部隊誘致運動再燃の兆しが（先述した）軍制改革案によって現れているとした上で、宇垣軍縮での部隊転入やその後の教導学校の新設も「それによつて十五師団の設置されて居た時程の恩恵は勿論ない この多くの兵営に兵士が屯在して居ると居らないとは物質精神両方面に影響する処は大きい」と、やはり師団存在当時をなつかしみつつ、師団と豊橋地区との物心両面の関係とその損害を認めているのである⁵²⁾。結局この社説は再び「国防」のための部隊誘致を強調していて、「大豊橋」建設にはふれていないのであり⁵³⁾、その意味では「グレート豊橋」建設を主張しつつ「国防」へも目を向けた、第十五師団廃止当時の各社説からさらに後退していて、時局上豊日も「国防」の観点を中心にせざるをえなかったことを示してはなかろうか。ここでいう部隊誘致は第三師団のみならず、軍制改革案で豊橋地区に来ると報じられた、各種部隊や軍学校も含まれていたものであり、実際9月14日に、全体の誘致運動が関係市町村幹部間で決定された⁵⁴⁾ことに呼応したものであつて、併せて演習地賠償問題の解決運動再開も期待されたのである。

さらに地元他紙も、柳条湖事件当日に『新朝報』の西進策氏（戦後豊橋市長になる河合^{ろく}陸郎氏の筆名）が連載コラムで「演習場問題の再燃に就て」を掲げている。そこでもまず「嘗て陸軍の寄生虫的生活に甘んじてゐた豊橋地方民にとつて陸軍部隊の誘引は可なりセンセーショナルな問題たることに間違ひはない」と、豊日と同様の表現を用いて地元民の「軍隊より受けた恩恵」「軍隊の魅力」を認め、「日本有数の演習場を有し、しかし多く空兵営ある高師村に、軍制改革による新設部隊を誘致し得るとすれば」国家経済・地方的利益の両面から歓迎すべきこととする意味で、西氏も新設部隊誘致に賛成しているが、「しかし、こゝに豊橋市民並に新設部隊の誘引によつて利益のかうむるものゝ考へねばならぬ問題が残されてゐる」と、演習地問題に目を向けているのである⁵⁵⁾。以下全文を掲げてみたい。「それは新設部隊の誘致、高師原演習場の復活によつて、迷惑と損害をかうむるものゝあることであつて、私たちは、思ひをそこに致さねばならぬ。利益を得る者が、損害をかうむる者に対する補償である。そこで、新設部隊誘致の前提たる演習場問題の解決は、軍部の問題としてではなく、豊橋地方の重大問題となるのである。これが解決に、若し豊橋市が乗出すとすれば、高師村とゝもに相当の犠牲を覚悟しなければならない。／私は、豊橋市民にそれだけの寛容が欠けてゐるとは思はない。それによつて受くる利益を考へたならば、それによつて損害を受くるものに対する補償は、可なり慎重に考慮されなければならぬのである。徒らに他に犠牲を強ひて、独り自分を利する態度は、決して歓迎すべきものではない。部隊誘致と演習場問題再燃に際し、この感が深い」⁵⁶⁾。

ここで豊日に代わり西氏が訴えた“演習地賠償問題に対する関係住民への誠意”を、その後陸軍・地元両者が実行していったのかという点が、時節上注目されてこようが、満州事変によって“侵略の拠点”が築かれた後の豊橋地区での全体的動きをひとまず見てみれば、部隊の新設・転入は実現しなかったものの、第十五師団跡地は1933（昭和8）年の教導学校拡張（後述）によって、大部分が軍施設のまま転活用されることになった。そしてそれは当然、中心部の第十八連隊や名古屋の第三師団を誘致する運動の完全消滅をも意味していたが、師団跡周辺は活気を取り戻したのであり、豊橋地区は少なくとも経済面において再度「軍都」となり、のちの豊川海軍工廠設立や新部隊編成・送出、そして敗戦直前の壊滅へと続いていったのである。そして、演習地賠償問題については、満州事変が日中戦争へと拡大して間もない1937（昭和12）年10月になって、総額9万6千円の補償と、実弾射撃及び交通停止日時の明示を主とした協定書・覚書が、陸軍と二川町・高豊村との間で（高師村はすでに豊橋市に編入）調印され、一応の解決を見たのであった。

おわりに―補足を含めて―

満州事変突入後、次に豊日が社説で演習地問題を取り上げたのは、豊橋陸軍教導学校が学科増設により拡張された、1933年7月になってのことであった。

そこでは第十五師団廃止後の豊橋の“苦闘”を回顧して、市民が商工業発展に今後力を注ぐことを主張しているが、結論では「軍隊と古い因縁ある我が豊橋市」の教導学校拡張に合わせ、「市と軍隊とは将来益々其の密接の度を増すの可能性を地理的にもつてゐる丈に多年癌となつてゐる演習場問題の解決を図ることも（……）等閑に附することは出来ない」と、軍との“復縁”も望んだのであり、その根拠として、地元存置部隊の「満洲上海両事変突破以来の銃後の衛りの実績」を挙げている⁵⁷⁾。また2か月後に豊日は、師団増設の方針決定による豊橋師団復活の可能性を強調している（実際は復活せず）が⁵⁸⁾、この時期は満州事変の一応の終結による“国民の気の緩み”を危惧した軍部が、さらに「非常時日本」喧伝を始めつつあり、豊日の主張もそれに呼応した可能性も考えられよう。事実、演習地問題は10月には、「非常時に際し地方側も軍部側も著しく協調的意向を示すに至つた」ことから、市長と第三師団参謀長が懇談する形で「円満交渉をなすこととなつた」と報じられた⁵⁹⁾。これを受けて豊日は、「一昔しの悶着が今正に解消せんとしつゝある機運に到達して居るのも非常時日本の齎らす結果」としつつ、それまでは軍部に悪印象を与えたとし、今後地元民が歩み寄って「演習場が十年前の如く軍部側の自由に使用し得らるゝ事となれば（……）特に豊橋地方の軍国精神を鼓吹する上にも大きな影響を齎らす」と、もはや「大豊橋」のための軍部批判が影をひそめる形で、「非常時」のための解決を主張したのである⁶⁰⁾。

そして、同年12月の教導学校新設学科入校式を経た翌年1月に、「有形無形上の国防実現を期しある所以」を社説で説明する役割を担った豊日が⁶¹⁾、約4年後の問題決着までも関連主張を続けていったのかという点については、今後の課題として擱筆することにするが、新たな戦争（とそれへの参加）という大波が再び我々をのみこもうとしかねない現在、80年ほど前その大波にの

みこまれるまでに、独自の視点や立場に基づいた主張を積極的にしてきた一地元新聞が存在したという事実が、演習地賠償問題の存在とともに“身近な歴史”として認識され、今後の諸問題を考える上での一助となれば幸いである。

注

- 1) 実際に豊橋市曙町内に「測点」の名が画されたのは、戦後の1957年になってからであるが、当時の地図には同地点に「測点台」の表示があり、すでに定着していた可能性は濃いと思われる。
- 2) 1922(以下、西暦年は下2けたのみ記).6.4新愛知「高師附近の農民騒ぐ」及び、同.6.7同紙「実弾射撃を延期」(以下、本稿での新聞記事はすべて豊橋市中央図書館所蔵のマイクロフィルム版を使用)。
- 3) 24.8.21豊橋日日「演習場介在地問題」(以下、豊日の記事は紙名省略)。
- 4) 豊日の「グレート豊橋」呼称使用は、24.8.28「軍制改革案決定」が最初であった。なお、都市名に「グレート」や「大」を冠したスローガンは、同時期の他都市にもよく見られたものであり、一種の“流行語”であったようである。
- 5) 25.4.19「第十五師団を送る 八町練兵場頭の悲壮なる解団式」。
- 6) 角田順校訂『宇垣一成日記I』(68年、みすず書房)464ページ。
- 7) 25.5.2「第十五師団を送る 軍備縮少^(ママ)と国民の覚悟」。
- 8) 各関連書論は文末に「参考文献」として列挙するが、ここでは本稿と併せて参照していただくべく、筆者の関連論稿である「宇垣軍縮と“軍都・豊橋”」(『愛大史学』第4号,95年)、「国防」運動と“軍都・豊橋”(上)(下) (『愛知大学国際問題研究所紀要』第107,108号,97年)、「昭和恐慌期における名古屋第三師団移転問題について」(『愛知県史研究』第7号,03年)をあげておきたい。
- 9) 25.8.16「飛行隊引止策^(ママ)に生ず賠償問題を解決」。
- 10) 25.8.14「陸軍当局のひがみ」及び、同.8.15「豊橋市民の誠意」。
- 11) 25.8.23「千秋の一大恨事」。
- 12) 25.8.29「虫のよい陸軍省」。
- 13) 例えば、25.8.25～27「反射鏡 先づ誤解を解け(上)(中)(下)」。投稿者は憂慮生氏。
- 14) 25.8.30新朝報「爆撃部隊は全く絶望 その替り大部隊新設」。
- 15), 16)『陸軍省密大日記 昭和三年第一冊』445号「高射砲隊ノ浜松転営并ニ浜松分屯大隊ノ豊橋復婦ニ関スル件」(防衛研究所図書館所蔵)。
- 17) 25.8.28「損害賠償額半減か」
- 18) 25.12.9「賠償金問題決裂す」。
- 19) 25.12.10, 11「演習場問題決裂(上)(下)」。
- 20) 25.12.17「工藤参謀長の弁明」。
- 21) 25.12.24「国家的一大損失」。
- 22) 26.1.11「助役の熱心な調停」。
- 23) 26.1.10, 12～17「反射鏡 演習場問題の善後策(一)～(七)」。
- 24) 26.1.24「高豊村一部軟化」。
- 25) 26.1.25「読者クラブ」。
- 26) 26.1.26「高豊村の紛擾」。
- 27), 28) 26.1.28～30「反射鏡 再び岩瀬渥美郡長に望む(上)(中)(下)」。
- 29) 26.3.28「賠償金問題を解決」。
- 30) 26.4.10「円満に解決を告ぐ」及び、同.同.21「賠償金分配決定」。

- 31), 32) 26.5.16 「調停不可能に終る」。
- 33) 26.5.18 「演習場問題の不調停」。
- 34) 27.2.16 「演習場問題の再燃」。
- 35) 同前及び, 27.3.16 「十八聯隊の移転」。
- 36) 同前(後者)。連隊跡地への公園の設置と公会堂の建設を主張(公会堂は実現)。
- 37) 27.5.26 「高射砲隊移転」。
- 38) 27.11.21 「奉迎」。
- 39) 28.4.6 「高豊演習場復活運動」。
- 40) 前掲, 拙論「“国防”運動と“軍都・豊橋”(上)」参照。
- 41) 前掲, 拙論「昭和恐慌期における名古屋第三師団移転問題について」に, 意見書の主要文を掲載。
- 42) 29.3.9 「賠償金問題再燃」。
- 43) 29.7.4 「賠償金問題さへ解決すれば有望」。
- 44) 同日「空兵營の利用」。この社説の現物は半分欠損している。
- 45) 30.1.21 「陸軍用地払下」。
- 46) 30.12.24 「師団誘引の運動」, 31.1.11 「解決に良い潮時 高師演習場問題」及び, 同.同.26 「演習場賠償金の要求を断念させる」。
- 47) 31.1.27 「賠償金相殺の説」。
- 48) 31.6.17 「第二の受難期」。
- 49) 30.11.6 「市民性の転換と産業界への影響」及び, 同.同.11 「私益の犠牲と大豊橋の意義」。
- 50) 前掲, 拙論「“国防”運動と“軍都・豊橋”(上)」参照。
- 51) 前掲, 拙論「“国防”運動と“軍都・豊橋”(下)」参照。
- 52), 53) 31.9.16 「部隊誘引再燃」。
- 54) 31.9.15 「誘引運動を再燃」。
- 55), 56) 31.9.18 新朝報「演習場問題の再燃に就て」。河合氏は市長就任後の68年に, 全コラムを収録した『西進策の足あと』を自費出版している。
- 57) 33.7.23 「演習場問題を等閑視するな」。
- 58) 33.9.23 「師団増設と豊橋」。
- 59) 33.10.13 「演習場問題 近く円満解決へ」。
- 60) 33.10.14 「地方民の美挙」。
- 61) 33.12.1 「愈々今日から日本一の教導学校」及び, 34.1.12 「我陸軍の国防」。豊日は38年に地元各紙と統合されたのち, 42年に中部日本(現中日)新聞に吸収された。

〔主要参考文献〕

『高豊史』高豊史編纂委員会編(82年), 『豊橋市史 第四巻』豊橋市史編集委員会編(87年), 『天伯原』天伯原開拓50周年記念誌編集委員会編(95年), 『愛知県史 資料編26 近代3 政治・行政3』愛知県史編さん委員会編(04年), 『豊橋言論史』宮脇良一著(73年, 東海日日新聞社), 『豊橋の町名の変遷』吉川利明著(76年, 豊橋文化協会), 『豊橋陸軍教導学校史(稿)』浪崎敏武著(90年, 自費出版), 『軍縮の功罪』川島正著(94年, 近代文芸社), 『軍隊と地域』荒川章二著(01年, 青木書店), 『軍都の慰霊空間』本康宏史著(02年, 吉川弘文館), 『帝都と軍隊』上山和雄編(02年, 日本経済評論社), 『日本の軍隊』吉田裕著(02年, 岩波新書)。

(本稿脱稿の少し前の04年夏, 演習地の一部であった豊橋市内・野依地区に保管されている古文書類に, 22年初めにおける演習での損害の「嘆願書」があるのを確認した。同史料についてのご一報を下された田崎哲郎愛知大学名誉教授に, この場を借りてお礼申し上げる。また, 上のリスト中, 『豊橋市史』や『天伯原』には37年の協定書・覚書が, 『愛知県史』には24, 26年の陸軍側記録が, それぞれ収録されている)